

記入例

別表（第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 2 月 __ 日現在

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切り鋸		1	写真No.4
	パイプカッター	4 枚刃	1	写真No.1
	塩ビカッター	切断能力 ~38 φ	2	写真No.1
	電気のこぎり	兼用	1	写真No.3
管の加工用の 機械器具	やすり	平やすり	2	写真No.4
	面取りリーマー	~25 mm	2	写真No.2
	内面用リーマー	外径 3 ~25 φ	1	写真No.2
	電動ねじ切り機	ねじ切り能力 15A~50A	1	写真No.2
	穿孔機	メタルスリーブ 挿入器・圧着器	1	写真No.2
	ハンドグラインダー		1	写真No.4
接合用の機械 器具	トーチランプ		2	写真No.6
	パイプレンチ	250 mm・350 mm・600 mm	各 2	写真No.6
	プライヤー		2	写真No.6
	ウォータポンプライヤー		2	写真No.6
	モンキーレンチ	250 mm・300 mm・375 mm	各 2	写真No.6
	シャコ万力	13 mm~40 mm	2	写真No.7
	スパナ	6 丁組	2	写真No.7
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	20.0 kg/cm ²	1	写真No.8
	水栓用水圧ゲージ	15.0 kg/cm ²	1	写真No.8

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考
そ の 他 (記入は任意)	鉄工用ハンマー	0.225 kg 0.4 kg	各 2	写真No.
	両頭ハンマー	1.2 kg	2	写真No.
	ラジオペンチ	150 mm～	2	写真No.
	ペンチ		2	写真No.
	開栓器		2	写真No.
	止水器	13 mm～25 mm 一式	1	写真No.
	巻尺	50m	1	写真No.
	ポール	2 m	2	写真No.
	水平器		1	写真No.
	下げ振り		1	写真No.
	レベル	一式	1	写真No.
	箱尺		1	写真No.
	聴音棒		1	写真No.
<p>※機械器具の内 厚生労働省令により、必須とされている機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金切り鋸 ・ やすり ・ パイプねじ切り器 ・ トーチランプ ・ パイプレンチ ・ 水圧テストポンプ <p>6種の機器は必須事項ですので、必ず記載してください。 (6種については写真でも明瞭に確認出来るようお願いします。)</p>				

写真例



No.3

- ・電気のかぎり
- ・ジグソー



No.4

- ・金切り鋸
- ・やすり
- ・ハンドグラインダー
- ・ホールソー



No.5

- ・管挿入機
(リバーブロック)
- ・チェックゲージ